

かめろうき会報

令和4年12月号（第181号）

令和4年度江東地区安全衛生推進大会が開催される

令和4年度江東地区安全衛生推進大会が去る11月17日（木）カメリアプラザホールにおいて、亀戸労働基準監督署、建設業労働災害防止協会 東京支部 江東分会、一般社団法人東京都江東産業連盟、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 東京都支部会 深川支部、同城東支部並びに当支部の共催により54名の参加者により開催されました。

本年は、続く新型コロナウイルス禍の中での開催になりました。感染症対策として、施設内ではマスクの着用、

ソーシャルディスタンスの保持にご理解とご協力をいただきました。

冒頭、亀戸労働基準監督署 坂本署長から挨拶がありました。

続いて、「取り組み状況について」を建設業労働災害防止協会東京支部江東分会安全指導者 志摩氏から説明がありました。

次に、最近の労働災害発生状況について、亀戸労働基準監督署安全衛生課 星野安全専門官、佐藤安全衛生課長から説明がありました。

特別講演は、中央労働災害防止協会中小規模事業場安全衛生サポートセンター安全管理士・衛生管理士 小原 氏から「高齢労働者の労働災害防止と転倒災害」について講演をいただきました。

最後に、一般社団法人東京都江東産業連盟副会長 宍倉氏が大会宣言を行い閉会いたしました。



坂本署長の挨拶



小原氏の特別講演



宍倉副会長の大会宣言

大会宣言

亀戸労働基準監督署管内で発生した労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により、長期的には減少してきたものの、近年は増減を繰り返している状況にある。

本年においては10月末日現在、不幸にも4人の尊い命が失われており、また、休業4日以上死傷者数は813人となっている。特に、高齢者による労働災害や、業務を起因とした新型コロナウイルス感染症の罹患者の増加が顕著となっている。

また、労働者の健康をめぐる状況は、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、またはストレスを感じる労働者も多く、さらに、コロナ禍での働き方の変化の影響にも注視し、過重労働による健康障害や職場におけるコロナ感染拡大の防止対策を徹底する必要がある。

そこで、全社的な安全衛生活動や安全衛生意識の醸成を推進することで、関係者ひとり一人が、職場における安全と健康の確保の重要性を改めて認識し、労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することとする。

本大会を契機に、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たにし、すべての関係者が一丸となって、労働災害防止対策に全力で取り組むことをここに宣言する。

令和4年11月17日

江東地区安全衛生推進大会

主催者一同

報道関係者 各位

令和4年 10 月 28 日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 瀬戸 邦央

主任監察監督官 若山 匡秀

(代表電話) 03-3512-1612

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和3年度の監督指導結果を公表します

東京労働局（局長 辻田博）では、このたび、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった3,458事業場のうち、1,325事業場（38.3%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、471事業場（違法な時間外労働があったもののうち35.5%）でした。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： 3,458 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： 1,325 事業場 (38.3%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 471 事業場 (35.5%)
うち、月100時間を超えるもの： 323 事業場 (24.4%)
うち、月150時間を超えるもの： 80 事業場 (6.0%)
うち、月200時間を超えるもの： 28 事業場 (2.1%)
 - ② 賃金不払残業があったもの： 358 事業場 (10.4%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 840 事業場 (24.3%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 1,669 事業場 (48.3%)
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 830 事業場 (24.0%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和3年4月から令和4年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和3年4月から令和4年3月までに、3,458事業場に対し監督指導を実施し、2,698事業場(78.0%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが1,325事業場、賃金不払残業があったものが358事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが840事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	3,458 (100%)	2,698 (78.0%)	1,325 (38.3%)	358 (10.4%)	840 (24.3%)	
主な業種	商業	923 (26.7%)	723	321	93	232
	製造業	225 (6.5%)	196	105	26	67
	保健衛生業	239 (6.9%)	214	104	27	55
	接客娯楽業	224 (6.5%)	180	86	24	77
	建設業	206 (6.0%)	159	87	30	43
	運輸交通業	105 (3.0%)	89	49	15	31
	その他の事業 (注6)	899 (26.0%)	671	363	79	198

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第38条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第86条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第86条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第86条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
3,458	764 (22.1%)	1,203 (34.8%)	443 (12.8%)	342 (9.9%)	397 (11.5%)	309 (8.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
3,458	309 (8.9%)	760 (22.0%)	324 (9.4%)	298 (8.6%)	453 (13.1%)	1,314 (38.0%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、1,669事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
1,669	208	248	857	794	50	69

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、830事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン(参考資料2参照))に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の職務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
830	396	38	441	25	12	1

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった1,325事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、471事業場で1か月80時間を、うち323事業場で1か月100時間を、うち80事業場で1か月150時間を、うち28事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限る)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
3,458	1,325	854	471	323	80	28

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、230事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、1,032事業場でタイムカードを基礎に確認し、724事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、1,282事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を 基礎(注2)	
230	1,032	724	303	1,282

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

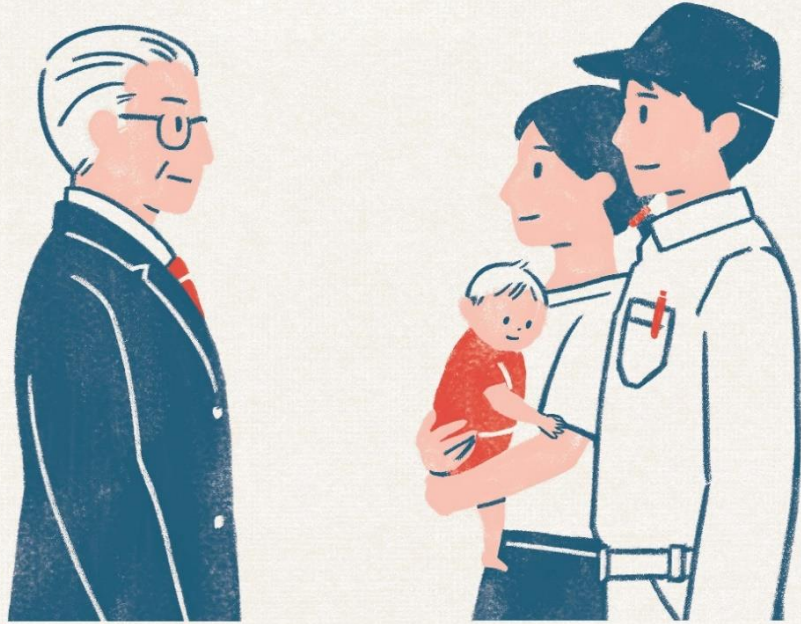
(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和3年度	令和2年度
監督指導 実施事業 場	監督実施事業場	3,458	3,285
	うち、労働基準法などの法令違反あり	2,698 (78.0%)	2,554 (77.7%)
主な 違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	1,325 (38.3%)	1,219 (37.1%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 数が1か月当たり80時間を超えるもの	471 <35.5%>	351 <28.8%>
	1か月当たり100時間を超えるもの	323 <24.4%>	220 <18.0%>
	1か月当たり150時間を超えるもの	80 <6.0%>	54 <4.4%>
	1か月当たり200時間を超えるもの	28 <2.1%>	14 <1.1%>
	2 賃金不払残業があったもの	358 (10.4%)	239 (7.3%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	840 (24.3%)	721 (21.9%)
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を 指導したもの	1,669 (48.3%)	1,377 (41.9%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよ う指導したもの	794 <47.6%>	579 <42.0%>
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	830 (24.0%)	809 (24.6%)



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和4年11月
東京労働局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和3年の死亡災害は77人と前年比で約倍増となり、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）も12,876人と前年比2,000人以上の増加となった。

令和4年に入っても、建設業の死亡災害に歯止めがかからず、10月末現在で、21人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されることから今後の改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月31日（火）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の機運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害予防に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の機運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール

- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑥ 墜落・転落災害、行動災害予防を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑨ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑩ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑪ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

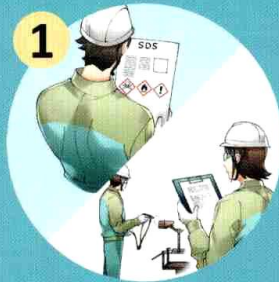
POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施

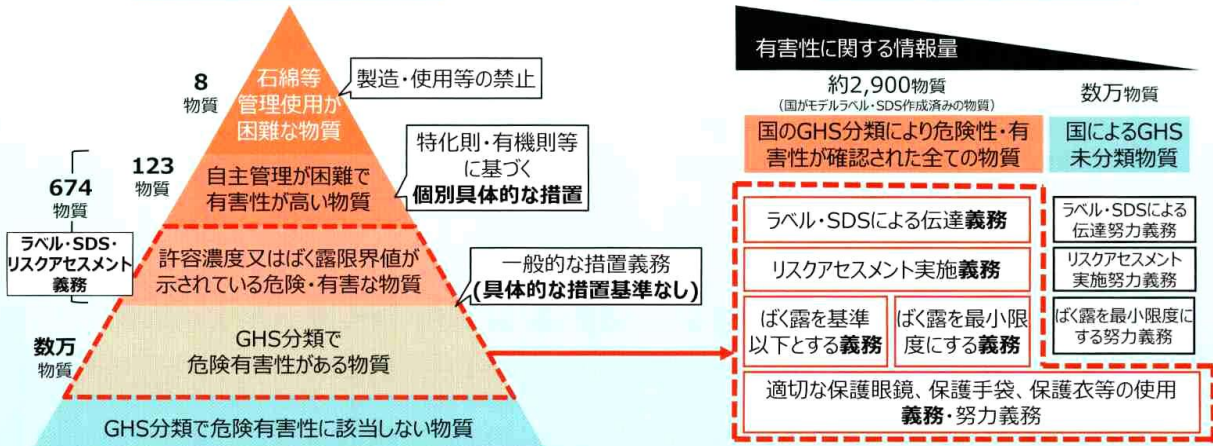


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された約**700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約**850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存***することが義務付けられます。 *がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存***することが義務付けられます。 *がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

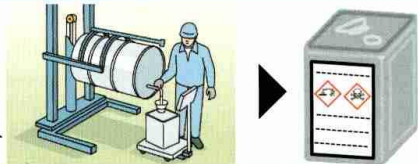
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇い入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質 管理体系の 見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなればならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		② ③ ②、③ ②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		③ ②
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第3 項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
実施体制の 確立	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇入れ時 教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の 強化	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第2 項・第3項、第 34条の2の5第 2項・第3項	「人体に及ぼす作用」 の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則 第33条の2	別容器等での 保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



各種講習会

人事労務・厚生担当者実務講習会

江戸川労働基準協会支部との共催で、令和4年10月21日江東区亀戸文化センター（亀戸会場）、28日タワーホール船堀（江戸川会場）において、開催されました。それぞれの会場で、亀戸会場35名、江戸川会場21名の方が参加されました。

講師は、特定社会保険労務士 國分真貴子氏にお願いしました。國分氏は、江戸川区で國分社会保険労務士事務所を開業されています。

講習内容は、講師が作成しました、「雇用保険・社会保険の手続きの基本」と「資料編」により行われました。各保険について、実務担当者が抑えるべきポイント、法改正の情報とその社内対応の影響について、「資料編」の資料及び記入例とともに説明されました。

また、終了後の短い時間にも個別の質問に対応いただきました。



タワーホール船堀

労働法セミナー

江戸川労働基準協会支部との共催で、令和4年11月15日タワーホール船堀（江戸川会場）、21日江東区亀戸文化センター（亀戸会場）において、開催されました。それぞれの会場で、江戸川会場27名、亀戸会場12名の方が参加されました。

講師は、特定社会保険労務士 田原さえ子氏（元労基署主任労働基準監督官）にお願いし、①年次有給休暇、②労働時間上限規制、③同一労働同一賃金、④過重労働対策について解説されました。

講習内容は、働き方改革関連法が施行され3年経過いたしました。この間各事業者には、「大企業」と「中小企業」とで施行時期が異なり、どちらに当てはまるかで、優先的に対応すべき項目もあり、何かとご苦勞されていることと思います。

今回は、各社が実施されてきた取り組みの振り返りの機会として、これまでに施行された各制度の概要、今後実施される項目についても最新情報として解説されました。

また、終了後の短い時間にも個別の質問に対応いただきました。



亀戸文化センター

行事予定

1 新春賀詞交歓会

1月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症を考慮して中止することしました。

2 KYT（危険予知訓練）研修会（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）

(1) 日時 令和5年2月20日（月）午後1時30分～午後4時30分

場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室

(2) 日時 令和5年2月28日（火）午後1時30分～午後4時30分

場所 江東区亀戸文化センター（カメラiapラザ）5階 第2研修室

3 労災保険関係実務講座（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）

(1) 日時 令和5年2月22日（水）午後1時30分～午後4時30分

場所 江東区亀戸文化センター（カメラiapラザ）5階 第2研修室

(2) 日時 令和5年2月27日（月）午後1時30分～午後4時30分

場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室

【新型コロナウイルス感染症の講習会における対応について】

新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用をお願いします。

また、感染の流行状況等により、直前であっても開催を中止する場合がありますのでご了承ください。

発行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部

〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

TEL 5627-9933

FAX 5627-9939

Eメールアドレス kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp